重修真書太閤記

二編七

和書門	
類	
號	一六二二一
函	二〇〇
架	一一〇八
冊	

內閣文庫 和書		
類		
號	一六二二一	
冊	一一〇	
函	一七一	
架	一〇	

內閣文庫		
番號	和 16221	
冊數	110 (17)	
函號	171	39

国立公文書館
National Archives of Japan

重修真書太閤記二編巻之十九

山路弾正偽て降参城請事
并柴田木下争論乃事

高岡城中防禦難義ふ及びくるあとりわ山路弾正降参をこけるこば織田殿諸将を集め評定あるべしとて三方寄手乃諸将を召れしかば柴田佐久間丹羽木下池田坂井森佐々前田林ゞ輩責口ふを組下及び郎等ゞを城さしわさ面々皆本陣へ参上を時ふ織田殿仰出されるを山路弾正弓折矢盡て降参城乞ゆり関神戸乃両家を味方ふなるべき由城ゝその請ふ従て許さるべ

町田久成蔵書之印
浅草文庫

や否諸将乃意見伐聞食るべき為召寄らるる所あり存分を残さず言上仕るべき旨仰あり一時柴田進み出て山路ゞ十條偽ふくいはまゞされども落城遠うゝば必存る処ふくの降参ふりくゞを関神戸を勸めくそれを功立ムとの義ふ聞えいたし又は許ふく責殺さんとの御諚ふくいたゞく味方をも若干損ぜべく敵ふゞゝ勇猛乃侍共伐打殺いたムも本意ふるゝば味方とふて忠を盡しめば當國征伐の為ふ案内者ふり先鋒ふり味方ふ取て一臂の力伐増ふ似ふりそれのくふゞ関神戸降参ふ於て也軍を出さざしく北伊勢四郡共ふ平均ふは手ふ属セムとを如何計ふ目出度はるふふいその上は本國のふも機遣はしく

いゝべ早くは凱陣いたムるふ可然と存いと憚所をふくゆけさば織田殿ふも同心の体ふ見え処ふ木下藤吉例ふうも聲をハげまし柴田殿の意見一應を聞えいゝども某ゞ思ふ處を山路ゞ十条全く偽ふるゝべ関神戸の降参まゞく左様ふ心安くゆきおそふ殊ふ心得ゞくいたその故を山路ハ神戸と近親とはゝ旗下の侍ふり関を神戸乃總領家ふり爭でゝ山路ゞ跡ふ付くわゝくと一戦もせざしては手ふ属しいべき彈正さし當ふる危急伐のゞのれムさめふロふり任せく欺き只味方を引退セムとの謀と存い實ふ降参仕るべくハ山路先は陣頭ふ参上しふふふ使ふ山路ゞ書簡伐添て関神戸へ遣しい利害伐説ゞ聞かべき筈ふふふの身を居城伐出

もとして今宵中ゐ関神戸を調畧しいたゞきとゞ条信
ずるゐ足ざることにくゝ
高岡より神戸まゞく廿餘町神戸より庄野へ出亀山城
過く関ゐ去乃行程五里ゐ遠しもくく六里ゐ及ぶ
地を一篇乃書牘ゐく大ゐを決せんと誠に聞ぞ
此城そゞくゐ落去遠ゐ依と存い庁時をもやく責破り
勢ゐのゐく神戸開を責とゝせのゐんと弓箭の道立
く征伐乃本意と存い早々に人数代操出し城を圍ま
せいたんと専一ゐいと進めなれど柴田もとのれが意ゐ
應ぜざるを憤り木下ゐ向ふく降ゐ代助くるハ良将
乃仁ゐり若降参を許さゞんば當國許多の城持ども

一圖ゐ籠城して切死とゐり定ゐば味方をもゐく多
く損ぜ為ゐと勿論ゐり今山路を許されく外乃
城主どもの志を動ゐし兵を用ぞして地を并ゐる
る良将の智とナべし山路ゐ中しと偽ゐいたゞく責殺
ゐんと何の手間隙入ナべきや籠中の鳥とおゐゞと
ナべくい降参代望いゞいゐその代ぞゐゐ任され此ゐく
一夜も待れいとも彼ごの分際ゐく何程のゐもゐ仕出
いべき然らば彼ゞ請ゐまゐせられ今宵ぞゐり當城の
圍代此まゐゐ置き関神戸乃調畧を待せらゞ
きこと何の煩ひいたんとナゐぞ佐久間をもゐれ代
尤然ゐべしと同じゐるゐり織田殿も然らばまゐ其

安きに付く計らふべしと宗田が議ふを定まりぬる時り木下中けるは降を勧いるは軍の常ふなれども
それも雙方弓矢ふ及ざれば面々の器量を思ひ一て
陣頭ふ羅越くや入はそのくるふはもそまふと
かねて昨日まぐくも只今までも對々の思ひをなし
修羅乃力戦くべひしものが如斯中こと如何ふも
心得ぐくは城ふ籠りしまくふく一夜の猶豫くしく
ぜとのるは近比以て麁忽ふ覺は半時の暇ふ奇計を行
ふも智者の習ふくは山路そどの者が俄ふ降らんとはひ
きのも一夜の内ふ両家を定らんとのる返さく心許
ふ一然まとも柴田佐久間の意見とひ殿ふも同心

は上は兎角中ふ及ざれと云織田殿さるかつ柴田ふ山路
が如く取計ふべしと仰られ勝家承まる大手の責
口ふ趣き城中へ使を送り降参のる関神戸乃る相違ふき
ふ於くは神妙のまとそう今宵中ふ計累を廻らさるべき
旨随分仕落のちき様計らひはくと中遣はきべ関神戸の
者共の中幕下ふ伺候せんと一定ふく更ざ疑ちくは某を
城ば開きは人数ば操入は上ふくや勧めはぐ彼等得心
仕まづく存は使を某が使と共ふ神戸へ遣はし神戸同
心仕はくまと具盛の使をさし添く関へつらはいぐ安
藝守も異儀中べき人ふくはたぐ乃使の往來の間當
城を某ふは預ゝ中は様願ひまるたし如斯進退ふ

窮了ひ身ふあれど死生共に計ひふひとゝ勝家ゝれを聞
本陣へその旨をゝ遣しけるべ即織田殿乃使者二人高岡
乃城ふ入る山路り面會ゝれば山路書簡を郎等二人
ふりゝ七ゝ織田殿乃陣ふ参らを如斯くゝ遣しひゝる
と存ひ但別の思召をひゝるその旨仰下さゝるべくひとゝ
をしかゞ山路の心体疑ふべきふわゝばと柴田大小感心
し神戸へ送る書翰を見るゝふ又疑ふべき筋を見へばゝば
勝家深く喜び山路ゞ心中頼母くわりひゝる
此一節ゝるべく楠七郎左衛門正具ゝ授けし秘計ふして
たゝ日を延さん為の謀ゝり然るゝを木下を是ゝいゝ
ゝわと知柴田をこれを真實と思ふ其知の長短を

見るにゝれり
此使者神戸ふ入る具盛ふ見参し山路ゝ書翰を呈し
口状をのべれを神戸信長の使者ふ對面しゝぬべく饗
應しその内山路ゝ旨ふ従る織田殿ふ合体ハ國家繁
榮の基ひ考るべし我何ぞ別義を存ぜへゝゝ関安藝守
るハ一族ふれども心中ゝゝ使者を遣しゝ勸免
て同心ゝさ勢ひべし此旨宜くゝ披露たのゝ入ひよし
ゝて彈正へ返書を認めゝ使を返しける織田殿乃使者
高岡ふ返り初中後詳に言上し具盛の返書ゝれば
織田殿ハ覧して如斯あゝべ相違をあるはゞきゝる郎
うと大ふ悦ひうひ山路ゞ使者をゝ返しゝふ彈正心中ゝ

織田殿智計深く在ぱ由云人あまどもも謀まゞ易くもろ
られるくりとわりひ〜うゞ再度柴田ゟ付くゞけ様
具盛らゟ關へゟ遣し〜關同心仕いたく定らく打連て
参りいべ〜らの時一族一所ゟ参上仕るべくいとありな
るを柴田何乃思慮ゟも及ざぱ此上ちさのくれ遠慮
あるべき謂なし〜日もくゟや暮近〜くゟや来名へは帰
陣あるべくいたるべと勧めまるゟ織田殿も野陣退
屈の折なれば何ゟも帰陣あるべき由を觸ちもまゞば
木下大ゟ驚き急ぎ本陣へ参上〜降参乃實否ね
まゞ定まるぞる内ゟ囲を解いたんと然るべうゞば是程
まゞゟ責詰〜と又勿々容易の義ゟいたぱ君ゟい来

名へ還御いとゞも城責乃軍兵い此まゞゟ虎口を守りて一人をも
輕々敷動〜ナまじと言上〜ろをば柴田ナ様山路ゞ降さん
露疑ふべき処なく神戸を既ゟ此方の使ゟ面會〜山路を
同心乃よし申〜ゟ言上〜りれゞ彈正い味方大忠の侍と云
べ〜それゟ何ど我怪〜くく囲を解ざるや兵士を勞〜て
却て人の誠心我破と云べ〜は邊ぱしゟり山路を悪〜と
思ゞゞ故ゟ左様ゟ妨らゞと見へゞ近頃ハ公平ゟぬ心
中ゞゟと詞りれゞ木下冷笑く淺々敷ゟを宣ふゟ
神文誓詞を云ゟ及ざぱ人質を出〜てさへ敵をば欺き計る
世の習ゟゟゟ何を實義の印とは何を誠心の證と云ゟゞく
只一言の道理を聞て其弁舌ゟ迷ひ猥ゟ只今責抜べき城我

とはいふゝは何事ぞや此方の使者ハ神戸對面セし計りて
神戸ガ降参の印といふんといふ麁忽の仕計とナベし山路神戸を
一族ちゝり互ニ示し合して欺くこゝろもかゝる世の常たゞれを書
輸や口状を以て其のゝことはゞ〳〵城を渡し其上ハ人質を
請取さその内其身を陣へ参上して直に降参の證といヘバ
ゝゝれさもあさ内ハ軍兵退参思ひもよらぬとナにけるゝ柴
田まゝ〳〵怒り既ハ双方争論ハ及ばんと仕詰合諸将二
人をとゞめ色々扱ふとゝへども両人ナ募りて大事ハ
べゝめを織田殿聞食木下ガ条道理ゝさまゝ是ハ従ガハ
セもゝべゝまゝどゝも然る時ハ柴田忽面目を失ふ似ゝわ依て
城責の人數を木下ガ議ハ従ふく残し置本陣をバ勝家ガ

旨ハ就て来名へ帰陣あゝべしと仰られしゝバ両人とゝくに
及ばず柴田即城中へ此旨を遣しゝバ彈正重々ハ懇志乃
段辱と礼謝しゝるゝどハ織田殿を来名へゝゝセのハ三
方乃寄手ハ半過ゝく本陣ハ従ゝく移さどゝも木下ガ一手ハ池
田坂井等二千余騎を差添都合三千余騎ハて城を圍ゝく居
ゝるゝめ

楠ガ智謀ハ依ゝく織田殿陣中巷説乃事
并織田殿勢州ゝゝめ帰國の事

織田殿ハ来名へ還御はしゝて柴田木下ガ傍若無人の云條を
憤ゝく怒氣さゝるゝと宥め仰られしハ勝家も大将ハ
ハ誠ハ面目を施して憤怒乃氣を散しける然るハ濃州ゝゝ

飛脚到來して甲州の武田信玄美濃乃西方三人衆のさゝめよ
り緣者乃好を断大軍を以て惠奈土岐の郡より岐阜へ襲
さんとの風聞ありふく國中恐怖の思をなし安堵仕らぐ
早々に歸陣然るべしとぞやけり織田殿此告を聞食大り驚
くせのひまを思も寄ざる大變なる如何せんと胸中穩し
かねどもさく有べきふりにて諸將の異見を尋ねふ
何をも只あさまれて一言を發する者もなし初勢州出陣乃
時木下の諫めし処こそありけれと思召付れ門とをいま
更詮なきものとなりて後悔の甲斐もなく歸國乃術を案
暮のゝ所へ追々飛脚到來して甲州勢既ふ伊奈口へ發向
の由を告ける是ハ楠正具が謀ふて虚説なりとぞ巷説なり

けるとぞ故ふ岐阜の留守居より飛脚をハなりとなりけるし
楠七郎左衛門常ふ間者を隣國ふ入置一故西方三人衆の内と
信長ハ恨むるその有由を聞出しまと信長ふも三人衆の内
ふ一人不快ふおぼしめ者あるとぞ伺ひ知て其れを謀の種
となりて又尾州犬山乃城主織田十郎左衛門信清織田殿乃尾
州を追れ甲州へ走入りを信玄取立て犬山梧齋と號して奔
走けるを知知梧齋と三人衆と引合て信玄ふ美濃表發行
のるを勸めるとぞふ近日惠奈口より乱入なべき由を流言せ
めしなり岐阜留守居の者ども此ハ信ハて如斯注進り
及びしなり然るふ織田殿進退如何為べきと案ト煩ひ
ひしふ柴田進出てけるハ當國乃ハ山路神戸降参相違

有まじくもあらばこそ更ふ以機遣ひふ及ぶまじ左もれも早々に歸國
然るべしとヤにより使番を高岡ふたせく木下池田坂井
等ふ速ま軍勢まとめく引くまで大將岐阜へ還御ましは
を所ふりと仰遣ふるふ木下池田坂井ふ向ふくこ
れを必定濃州より變事をヤ來りしるべくもとこそ
をく信ドがとし某来名へ行向ひ實否を正ーてのち再度
ヤ進ぜへくまい夫まぐくこぐめふ軍勢ぜ動ーのふべくーぜ
と約束ー木下ハ從者四五人ふく来名へ赤上ー何故ふ以
歸國ハ以催いぞやと伺ひるふ織田殿彼注進の趣を告
るふ木下承るめ岐阜の注進まとふ輕忽ハ至ーまぐー
甲州の沙汰まとふ取とめぐる巷説ふーてたーるふ以證

據一ハもきくーぞハ去巷説ふんどふ以心動きく只今以手に
入ぬき北伊勢ハ城々を打ぬくハ猶豫ましはぬとハ殘
念さよ抑武田の入道の軍略ぐるふ他人の勸めふるて
輕々ーく軍ぜ發ぬるまのふ以ぜ三人衆心を變ーて武
田家ふ内通仕りハ以を使者の口状まくー書翰の往復ふて
信玄勿々その詞ー從ふと有ましくハ且岐阜以出馬ひ以し
と此月のくーめふ以へばいまぐ十日を過ぞハ夫ぐりの日
際ふいくぐ西美濃より甲府まぐ凡七十余里ふもくぐ路
程ぜ往來ぬぐきぞ是いっぐくを知き道理ふく全く謀士の
流言ふくぐきふくハ山路神戸ハ降参ハふめを以て思へば
此國の生ぎーこくのく謀ふく君を飯國以ぬまるべき為

乃流言とゝ推量をされいろゝあるれ山路ゞ許へ高岡迄城を明渡し神戸具盛よりゝ人質を出し其身をゝやうゝ参上仕りゝべゝと仰遣さるゝゝゝゝ此義兒角中さゞ此日頃中せしるゝ皆偽なり早々軍兵を進めゝ攻潰しの上濃州のことに於ては留守居の面々能々下知ありて風聞の止りゝゝは計ひ然るべくいその上ゝは心ゞゝり思召はゝゝ三人衆をとられへ召寄らられいゝ何とゝゝは陣頭りさし置まいゝゝ何のは心障らゞべきとゝけるを聞く柴田勝家大ゝ怒り高岡みゝくゝ中出しいひしを君のは計ひゝ其まゝゝゝ止くいひしゝゞ兎角秀吉山路を悪むの余り偽の降参を信じて軍勢城止め今まゝゝ美濃の注進を巷

説風聞ゝゝとゝゝと其ゞ執成を挫ゝゝ為ゝ君のは為危ゝきことゝ顧ゝざるゝ不忠とゝべしゝゝゝゝ山路神戸ゞ偽ゝゝく北伊勢は手ゝ属せゝゝゝを元来のは領ゝあゝねばさせるは損とゝにあゝゝ所は本國ゝ万一ゝ出来りゝゝば容易乃はゝにはゝ所速ゝは帰國然るべゝゝゝとゝせしゝ処ゝり且其一人のゝゝゝ所佐久間林乃老臣一同ゝ言上せしゝを秀吉一人風聞虚説とゝこと何を證據ゝゝゝゝやと居丈高り詞を木下きゝゝく柴田殿ゝい詮ゝさゝゝゝゝ腹立ゝゝわはさよは邊い山路と何程乃懇意ありて彼ゞ降参を信ぜらゝゝあゝ降参ゝいりくゝを同じ作法乃いをのを何故ゝそのゝ作法をゞゝりしひしゝゞ誰ゝ人質を出さゞ城を渡さ

扨本人陣頭へ参上をせそれを降参をーと云るやいべき美濃へ他國の人數おし寄るとるべ先鋒を誰々行程を何所今何へ陣を取しと云るをみさ斯々中越るは留守居衆を輕忽ありその上美濃と甲府と國をぐぐく堺を異ふしべ岐阜よりをまげ岩村堺の衆より注進申べ或ふそれるの約束相違仕る或以く虚説風聞とは存はあり某岐阜ふく當國は出馬を止めなり當國ふくい神速ふは合戦を進めなりかりは本國の注進ふかるる扨當國の城々へは手遣あるせられ暫時ふ大功を立られんるを勸めまるはじめ終まべく君のは為を存はより外邪くは更ふ不忠城存ぜはは邊と宿意を搆ふるるんと

も賤しきものまでまげる所ふくは然しふぐる諸老臣さち一同して君を守護しまんるふ某一手何とく止りまべきはれあるもは計ふあ様ふ従ふべるまと理をはくして爭ふ色まく無るの詞ふ強く逆らふ道をまるれを紙田を黙然として又いまるるる処て龍川左近申けるは木下のいまる処誠ふ透間まし理まれり盡るれどまるいべき方城まる扨某まるるめふは出馬城勸まるるの今わるべを無益のるを中出しは似く近比後悔仕は山路神戸うとは某よるるる虚實を正し跡くめ言上仕るべきふくはとまふぞ織田殿をそのまく引歸しるふべき由を觸られく高岡の坂井池田城を

召返し勢州のことゝ瀧川より伝へ進退ふ付て計ひ
べしと仰われ織田殿を濃州岐阜へ帰陣なりける
此段柴田木下の問答流布本落字誤字多きのあり
況後人の私意を以て漫り増加せし処少なからず
因て一本ふ従ひ是れを改刪す
高岡城責永禄十年八月のなれども武田信玄四十七
歳織田殿世四歳木下世二歳なり

重修真書太閤記二編巻之十九 終

重修真書太閤記二編巻之廿

織田殿木下ら明察を感し後悔乃事
并丹羽林等勝家秀吉和平城取結ぶ事

柴田勝家ハ織田家随一の功臣ふして武勇人ふ絶た軍陣
ふ臨て鬼と呼て不ども名士なれども鬼角嫉妬乃念
深くして常ふ木下と不快なりしら此度勢州ふ於て忠
義城論し我意の如く織田殿ふ帰國ふさしめなりしかば
聊憤怒を散し心地善と歡び居うめ又木下秀吉ハ十分乃
理城そちらぐ争論ことなく諸老臣と共ふ濃州へ引返し
柴田佐久間の國なりと誤りて浅歎息して此後の計策の

為ふ心知乃近臣城信濃堺より伊那の郡および甲府まで
忍びやりふ遣ひ〜消息を伺ふもそるふ元より跡形を耶
きるふ〜て然を信玄ら六月半ふ甲府城出馬あるく八
月初旬まぞく信州川中島ふ對陣〜てありしとたーかり
聞濟〜てこ〜ろをきび其ろを竊ふ岐阜へ言上せ〜かば織
田殿今ふたしめぬことふぐ〜木下ど遠慮を甘心ふして〜ひ
其後西方三人衆を召せられ風聞の次弟を以く詮義あ
るけるふ三人衆大ゐ驚き迷惑〜弓箭神を照覧ひくい
うぞら野心を企くゆべきや是皆勢州人乃謀ふし間者の
流言風説ふくゆぐ〜更ふ以く思ひを寄ぬことふくいよし
神文をきりしらび織田殿の疑氷忽ふ散〜三人衆も安堵

乃わりしをそ〜ろめろ
永禄十年六月中旬信玄甲府を出馬信州川中島ふく
景虎と對陣あり〜ふ景虎上州へ陣替あるふぐめく
信玄ふを八月上旬甲府へ帰陣のよし甲陽乃舊記ろ
見えるめ
但三人衆の中ふく伊賀伊賀守と織田殿乃悪ませらるゝを
云ふとい織田殿岐阜へ移徙ありける時伊賀守ど人ふ語るけき
けども我々ど粉骨〜て忠義を盡せ〜ば以くか様ふいあるを
ろふろろし我等ど力を盡ことのろ〜ふい争ろ今日の
榮ば見のゆべくゆやとヤをーるをろ〜きはふ告るを
乃〜有〜ふるめ織田殿ろぐ怒りるひ伊賀守城誅を

らるゝと仰られぬるを木下様々諫めまゐり目出度移徙の
はしめに左様乃ゝ努力くゝあるべきと制せし故それ
まゝにおわれしかども伊賀守に不快に思ひ疎略なる
ゝかを伊賀守を不快に思ひとりかく君臣互
に隔心ある処よりして流言を行されしきべ大将たるに
人乃心に秘して思ふべきなれば織田殿を甲州の沙汰乃
虚説なるゝ城聞召定められ三人衆の神文に心ぬち
居のひゝを木下密に言上ゝる様只今の三人衆何乃
意趣もなくして共是等のゝよりして如何なる心変も出べきや
計ゝし彼等ゝ心城安くしいたゝるに三人一同り社
下ゝのいたゝやと勧まりしかべ織田殿も可然と同心ま

し村井長門守に破河内守を使者としく三人衆へ遣されし
面々太刀一腰小袖一重城賜なり弥疎意なるき旨城ゝ送り
のひゝかを三人衆恐まを入く拝領ゝ即時に岐阜へ伺候し
君臣安堵の喜びとのべに成り濃州のことかく穏やうに治り
りまゝ勢州乃便宜いかゝを待不に成ぬ川ゝ方よりの飛脚到
來し山路弾正神ゝ藏人ゝ降参を偽ふく只織田勢城帰
國なさしめんとの謀にして甲府乃風聞まぐゝなる虚言
なりとたゝかに承ゝを糺しい由と山路ゝ許へ使者を送り
く降参乃便宜を催促せしに使者を嘲り笑ふく信長に
ゝび爰に來らべ今川義元乃如くなるべしめんと詞め
ける旨を注進せしにより織田殿跳ゝ上りく拳城に

きみ大に怒り憤りその義なくば早々押寄城をもみ
潰し籠城の兵士ミな殺しにせんとふたゝび出馬の
旨を下知ありしに木下承り大に諫めまうしけるハ
敵も防戦の用意なさせし故悪口なして君を怒らせ其
怒に乗じて責寄なさんと彼待と見えさふらふる
無禮の過言をばきゝとも耳になど聞入たまひそしばらく
鋭氣を避させ玉ふべき時節を待せられ候なんや
と言上しければ織田殿聞食我汝が諫を用ひず帰國せ
しを後悔すれどもその甲斐なし如何にして此憤を
晴すべきやと仰られしかば木下君は武威の高運に乗
し玉ふなれバ出陣あらバ御勝利あるべきは相

違なかるまじけれども此度の御勝利あるべき時を計らせ
給はで然るに鹿忽に御出陣ゆゑ味方の損亡多くは
べし御帰國ありしとぞ後悔なし給ふ是まで残り
多かるに似ざれども始終の為然るべく候なり此の故ハ
衆名なく其旨に就せられなく柴田佐久間さく
めらく無本意なるのみ也しその上ま累代乃老臣として其
説乃用ひられざるを憤りなく君を恨くあるはしきさ
なもれば勢州の手に属しけるも老臣乃意を失て
せのたくその功薄くはなき君の帰國あれば故柴田佐
久間本意の如くなれば君臣安穏に在せられ万歳
乃基とならん左存ぜば勢州を遅速はあれども御手に入候さ

と遠うぞいと言上けるゆゑ織田殿木下ゲ功ゆ
誇らば老臣どもを重ねうたしける一言を深く甘心ゆ
しうひ勢州出馬のことへ時の至るを待べきうやを仰
出されうゆ然るゆ織田殿と木下との閑談を林佐渡守
丹羽五郎左衛門ゆ次ゆ伺候して遺ちく聞終り誠り
木下ゆ忠義一途ゆして功ゆ募らさる士ちうゆ尋常
の者ちでゆ己が先見の明らかうゆ誇ちく柴田佐久間
の失を舉國ゆ誤りしうを嘲ちたし誹ちたべきを左ゆ
ちなくて却ち我言乃行なれきしを悦びけるその度量
乃大ちうと凡人の及ぶ処ゆあらばりうゆ知らば柴田佐久間ゆ彼を嫉ちり不快ゆ

と長臣の身ゆうて穩便ちうぬ心ちりいざや柴田
木下和平せしむべし但内々殿乃ゆ旨を伺ちく取扱ふ
ゆ然るべきちく丹羽林打はまゆ前ゆ参上し此
趣を申上けきゆ神妙ちり早く和平を取結べちと仰
られしゆちり林ち柴田と入魂ちり因ち勝家ゆ宿
所ゆ行向ひ側聞せし木下ゲ口状をちやけきゆ柴田
ゆ心中ゆ深く慚入且勢州の始末ちべく木下ゲナ如く
ちりしと驚くゆ餘りその上ゆ若き新参ゆの
穩やかゆちやゆ老臣として不快せしむることゆ
邊乃思ふちりうくゆ老臣ゆいかきゆ
ゆ邊乃周旋りちりひ別義なしと答へられゆ佐

渡守ハ元も大ニ歡び貴邊さへかゝる心入あらバ木下更に
異存あるべきにあらず速に和議を調へべしと約束し
立わかれ歸りける佐久間が方へハ丹羽五郎左衛門が訪て内
意を通じけるに信盛もまた今更木下が手前面目なく
おもひハしけるなれど和議の事ハ別に存寄もなし然
るべく差引なし給へかしと答ふるにより林丹羽の二人ハ木
下の宿所に音信けり
柴田ハ今歳四十一佐久間信盛五十餘歳林佐渡守ハ佐久間
信盛と同年と云丹羽長秀ハ三十三歳木下三十二の時なり
木下ハ二人を客位に請じ寒温をおはりし時丹羽と林と
一同に木下にいひけるハ柴田佐久間と去る以來不快に暮し

さまぐ\なれども君の為に堪忍あるべきにや奉公乃身にしを
なく傍輩乃間意趣ありてハ然るべからずとあり付るを
木下きゝて不肖乃某何で老臣達に向ひ不快を存ずべき
性質多言にして面々の怒にふれしハ跡にてハ後悔仕れ
ど老臣達勘弁いたさせ給ひて重々難有存れ和平と
いへバ對々の身分の上なれバ我等ハ新参にてもの
若輩なり彼方ハ累代の老臣にてあり長者なれバ對々
とすべからざれバ先に彼方にて宥免あらバとて
なし頼入との挨拶故丹羽林まづもつて甘心し則立歸
りて言上しけるに織田殿もいよく木下をたのもしく思
されてかくてハ和平乃議ハ前にてあるべしとて五人ともを

召出されに盃をのそりけるに木下畏り多弁にて不敬を顧くゆたに怒ふれいるに免を蒙りかしこるく存い然るとも心中ふ一物を貯いるに無之い間幾重とも聞ちがしに下大切の儀評定乃妨ふるるふ中い板願ひ出るとすけるふ下り柴田佐久間を始くく挨拶しけるに織田殿悦びましく我一大の成就なる時至れりこの後つゞけを志と一ふして忠勤をはくしひとと仰らるるれくふ物を賜るれを上下ら後ちびの声遠くきこえるめ

木下藤吉郎遠計言上の事
并織田殿佐々木義秀を賀ふせらるる事

丹羽五郎左衛門尉林佐渡守等ら取持ふく柴田佐久間ふ下和平ら〻のひしらい織田家中安堵乃わりひとをし織田殿ふも一入に悦喜ひの上武田家と再縁をもそれ結納取昏しも済く甲濃和親し外ふ後掛乃敵國も無つふふるめ再度勢州へ出馬の催あめ木下ふの由うけるめ時節冬ふるめ寒氣乃折〻士卒難渋仕るし來春温暖ら比に出陣いるを遅ふ〻其ら〻ふを便宜の計策をいへしとて上しふるめその意ふ〻ふらるれ出陣の沙汰は罷らるるめ時ふ木下密ふ申上るは参州ら〻に縁者の國ふめ更ら〻に心遣ひあるへ〻ふ甲州まる程ふく

御入輿ハなく一家の御よしミふかく是まさに安穏の御
あつしなりの但御上洛の思召あらせられなバ
あれバ上方ハ腹心の國持なくてハ不都合なるべし
就中江州ハ王城にちかく関東通路の咽喉にハかなる國
を親しくなされねバ京都の往来自由を得ず万
一の御手筈なりがたくハ幸江州屋形佐々木義秀いま
だ内室の沙汰ハ承ハ彼屋形を御縁者となされなバ
可然とと上ける織田殿聞召され此義誠に良策なり
されども義秀得心をなさやいなや知がたし憖
言出してその調なくバ面目を失ふに似たりとて宣
ふゆゑ木下承りまつの御使をされかしに仰付らるべし

江州へまかり上りなんとこのへハべしと望ミけれバ織
田殿よろこばせ給ひ其方罷向ひなバ入ムハいかりと
成就なすべしとて即使節を命ぜらる木下畏りその支
度をなしてかへり抑織田殿ハも元ハ尾州四郡の主
今ハ尾濃二州を押領しぬひ木下ハもむかしに引替り洲
の股一城の主なりさバ召具の供人多く出立たり
洲の股より観音寺の城まで今道十五里半ばかり
なり但寝物語の里までハ洲股より七里半ハ濃州の
地なり木下の領知なり寝物語より愛智川まで
七里半餘を江州坂田犬上神崎の郡なり江北佐々木
京極の領なり

觀音寺の城ふのほとり織田信長の使者木下藤吉郎秀吉糸上の由城案内もとめ給へば當直の兵士はなれ〳〵ふゆ次して本丸ふ達しるるふ屋形義秀い元より木下城懇志ふ思されられ別義もなく承禎入道も先年面會せしものより呼入れ〳〵と云ふゆる早く本丸へまねくべき由ふて木下を請せらる木下座敷ふ罷出まゐ義秀日比の疎遠本意なくげる由城ゆ出られ〳〵ふ木下も先年加勢のゝもふ武器共借はゆ勢ふのりて今川を討ゝ悦を述その後軍國の暇もなくさまく心の外ふ打絶〳〵急とゝび次ふ今般糸上の趣意信長別して懇望の義あるを窺ひ

ゆべき為ふ伺候仕ゆはその故を信長ふ一人の息女之あり今年十六歳ふ及ひ願ふくい屋形の簾中より移ゝ居ゆ度ゆさまられだを江濃尾の三州一家のよゝみを結び外冠をもらせぐさ両家長久の基を固く仕ゆいだやと願ゆはの義は聞入ゆ信長大慶仕ゆ秀吉もまく面目を施ゆ義ふゆとゆ屋形義秀信長の悃志まゝ以て悦入ゆ者〳〵婚姻の礼を不容易大義なり評定の上返答ゆべゝまゝ暫く休息あるふ座〳〵別席へ招きて饗應せらるゝの評定ありけるふ承禎入道を三好三人衆の頼をうけ阿波の住所義榮を後見せんとおりくゝ織田殿を縁組

をよう仕おだ信長を斯波乃家人ふく陪臣なり
佐々木と縁組似合しかゝ所将軍家乃息女當家入輿
乃先蹤あり今度も京都ふさはしくと障えう
永禄八年五月将軍義輝公はるのあり〳〵後同九
年十二月廿日阿波ハ所義維乃長子義榮上洛〳〵
く五位ふ叙〳〵同十一年二月八日左馬頭ゝ任〳〵征
夷将軍宣下あり〳〵ふその翌日九日腫物を患く
卒去ふまをもを乃比を三好一族義榮を奔走を
時ふあり但六角家へ将軍家息女入輿乃そのハ正〳〵
成をのふ見へ仕を證と〳〵かゝ〳〵
屋形を當時乃處ふくハ織田を斯波の被管と卑〳〵

わどゝも仕を乃領ゝる地既ふ尾州濃州二州の主ゆして
仕の勢ゝぐに四方ふ振へうゝうれば武威さうふ
るゝ誰うこうれと鋒を争ふべき是と縁を結び入魂
ふあ〳〵ゝあるゝふ付く助とあるゝと多うゝぐ〳〵又
是と恨城醸〳〵冠鑢とゝあり形を終ふハ國の為あし
かゝぐ〳〵とゝゝゝふより家老の面々屋形を仰
尤ゝうゝぐ〳〵其上ふ彼方の姫君こゝゝ迎えふ
きゝふゝゝハ旗下の衆より人質とゝしと同ど意
あゝりゝやゝ〳〵ハ縁組ふ仕ふ〳〵くひゝんと一同〳〵
けきばふゝ〳〵び木下を座敷ふ迎え信長仰おされ
ごとく両家縁をむゝびゝへ〳〵只今両國ゝもり静

諡乃時ちゝやくに輿入あるべき由返答あり事れども
秀吉大ゐに悦びその旨信長ゐへ追〻吉るゆへ上屋〻
とゆて岐阜へ引返し〻佐々木屋形の答状言上しけるに
是もゝ〻木下ゝ手柄ゝゝと厚く賞美あゝく仕れよりゝ
輿入を急ぎゝせらゝ此姫君を信長の弟武蔵守信行ゑ
息女ゝゝ信行生害乃時女子一人男子一人ありゝゝを林
佐渡守ゐ乃ゝ事れ〻成人の後大隅守信廣乃養
子ゐ〻ゝゝるゝゝ姫君ゝゝゝるゝ〻後男子をゝ
元服をゝゝ織田七兵衛信澄と名乗せゝゝ兎角ゝゝふ
うゝゐ江州よゝ結納乃使者岐阜へ参上〻けゝゝ織田
殿種々馳走仰付られ引出物あゝゝ賜ゝゝく仕の年

十月下旬良辰を撰ゝく輿入乃式城〻のゝゝ堺ゝ
我ゝの品〻〻一族中へ乃進物家老以下諸士への土産
善城盡〻美をゝゝくさゝれ〻ゝゝ六角家の祝着はゝ斜
ゝゝ姫君ゝゝ無雙美人ゝゝ〻屋形ともゝ
く偕老乃ちぎゝ浅ゝ〻むや
義秀婚姻乃一節ゝ校ゝくゝゝのゝく真偽未決也
織田武蔵守信行ゝ信長の弟ゝゝ弘治三年末森ゐ
く生害あり信長廿四歳の時ゝゝ仕の姫君今年十
六歳とゝくゝ天文廿一年乃誕生ゐく六歳父を喪ゝ
兵衛信澄乃姉ゝゝ〻〻然れどゝゝ織田系圖ゐ多くゝ
ゝゝ仕ゝ

信長十六歳ふして父信秀乃遺跡ハ相續しいま永禄十年ふいたりて十九年の間ふ尾州ハ切従へ濃州をハ并呑し三州と縁ハ組武田と親しくなり又江州佐々木六角を縁者となし武勇乃名家と交りハ厚くもとゞその威自然と天下ふかゞやき四海の乱を切ぎり太平の代となさんを織田殿なくしてとなりをぬ人もなくなる

重修真書太閤記二編卷之廿終

重修真書太閤記二編卷之二十一

織田殿重く勢州發向乃事
并木下藤吉郎仁義の軍乃事

吉人乃善をふかゞ惟日足ゞ凶人の不善をふすもまた惟日たゞとかゞや善惡邪正その行ひ異なりとも共進む心ハ異ふるとも只その善ふ進むものハ日ゞくよその善を盛んふして其の惡を黙くるゝとゞく終ふ惡ふ進むものハ日ゞく善全しその惡をふそれ惡を盛みして其の善を亡ぼすゞ故ふ終ふ善盡く惡全しと云ふ宜なる哉木下藤吉郎永禄元

年の秋始て織田殿に仕え卑賤乃勤こゝろ忠信義乃三を守り日々に善道に進こゝろ事を計こゝろば自然と立身出頭して十ヶ年の間に君を尾濃二州乃主とゝなりその身洲股一城を居處として四郡の租税を食禄とするに至る蓋忠功誠心の致す処と云へし去程に永禄十年も暮て明れば同十一年の春となりて然るに織田殿去年勢州に出馬ありしうども其功なくして歸國あり山路神戸等降参を今やかと待ひけるにその事偽にして全く彼等に謀られしを怒らせ給ひ再度出馬を催ふさるに木下藤吉郎是を諫めしかば其年の出陣を止ひ今既に春も深くあり軍兵の調練もよく熟したり速に出陣し勢州を撃破て去年の辱を雪ぐんと有けるに木下いそく去年高岡の城を圍く既に攻落そべりしを山路彈正降参を請ふ依て御歸陣ありし処彼等約を變じ信を破る此度は御陣に其罪を責らるゝとゝく名となそ故に軍に理ありと云共まづ使者を高岡に遣それ降参延引乃儀を糺さるその後に御出馬あらせらるべし如斯時を君の道理にもよく且穏便仁恵の沙汰あらば彼國人等をはじめ心中に山路に偽を惡む心も出来て歸伏するに至るべきに我君諸國

を征伐かしをふを騒亂を鎮めく四海一統静謐ならしめんとて御本意まて合戰も止とを得ざる處ゆり去ば此度をよるしく仁恵をもく民百姓をおつきあ義理を明らかふしく武士の意を照しのはぐ當時の収納強く賦役重きふ苦しむ蒼生ども君乃御旗をいつしうと待望むを早ふ雨を祈る如くいべし然バ勢州のうちならば隣國他國乃ものの共いげまとも御出馬を望く御旗をまち迎え奉るべし是天下を一統そべき軍略ようい御使者罷向く利解ヤ聞いふ山路歸伏いうさばも大軍をいく取圍く威を示し武を張くその罪を責られあば士卒を損ぎば又血ぬらぐしく城を下しいへしとやけるふより織田殿尤然るべしとく即使者を仕立く高岡ふ遣そさも山路う返答を聞れけるふ彈正ヤ樣某神戸とヤ合せ關安藝守を歸伏いうさを三人一所ふ參上仕るべくと約束し奉るしと故則關へ使を遣ハし相談をしむる處關より何とも不ヤ越い間まふ催促ヤ遣そし使の往復ふ手間取いうち何と思召いひけん御陣を拂く御引退きあうしかば其方ふく御違變と存今まで何とも不ヤ進い某御陣へ參上をしともあく人質まいらせしともいてぬバ降參のちるしなきを降參違變と仰らるく事

ハそ却く心得難くゆなき御勢退去乃時これ方より追掛ヤさで〻〻によりて某が寸志をバ知りめすべきもを左ゝ形く違約の罪を蒙るゝと迷惑千萬ゝ存ゆとありしかバ織田殿聞食大ゝ怒を日ひ其儀ならバ速ゝ押寄責潰せとく同年二月八日岐阜出馬と定めらゝ相従ふ軍勢ゝ美濃尾張及ひ三州の加勢并勢州降参乃軍兵合をて四萬餘騎とそ聞えける信長初陣の始よりかゝる大軍を引率ゆ〻給ひしとなのましかどゝ太刀風猛烈ふ〻くあさまゝと拂ひゆへり今斯の如く乃勢ゆゝバ威風日頃ゝ倍し旌旗の打靡くありさまなとへを取

よものゆ〻既ゝ桑名ゝ着陣有ゝゝば瀧川出迎へ奉ゝ城中ゝ御陣を居らゝと總軍ハ桑名郷中ゝ充滿しゝり多り

岐阜より清洲へ六里半清洲より桑名へまゝ六里餘ゆゝ四萬餘騎を三間ゆ壹騎を積ゝ十二萬間餘ゝ當る即二千町餘と知べし二千町を五十五里半二町餘ゝ當時人數押いゝ形りゝん勢北の輩その威ゝおそれ安き心をかりけりされ共高岡神戸ハ田安濃津細野關乃輩ハ少しを屈をゞ籠城して寄手遲しと待掛ゝり織田殿ハ去年よりの意趣もあきバまづ高岡を攻落し即時ゝ神

戸へ押寄べしとそやらを給ふを木下藤吉郎承てと味方大軍を興し御出馬ありしハ彼一城二城を攻潰しく御腹いさを給そんやの御事ゝ勢北を切靡けらきんとの御本意ゝかゝるど乃御勢ゝ山路神戸を攻殺されんと御威光薄きゝ似そう彼等如き小人ゝ御計ひよりて真實ゝ降参仕るべきそうくゝ仁慧と義理とを示されんを此時ゝてゝと諫免されバ信長きゝあしめし彼輩ゝ去年我を欺き先比使者ゝ對して無禮をゝしたるゝの共こ本心より降参覺束るゝよし降参そるとも後来の虞信ド難しと宣ひけるを木下左様ゝ疑そをゝふくゝい敵

を用て敵を防ぎ免んを難くゝい彼等ゞ本心降伏仕ゝ様ゝいそくべき手段もゝまづ味方の軍勢を諸方へ分遣し勢北の城くを攻る様ゝ見せゝそぐ小身乃國人ども聞怖して便宜を求め御旗下ゝ降ゝ参ゝ仰付られゝそぐ城ゝ籠る所の侍どもいづれも其等の縁者ゝ者ゝぬいなくゝへゝ次第くゝゝ心替仕ゝべしとゝ間ゝまこと行ふべ乙謀のゝと勸め奉りしかバ織田殿尤とおゞしめし即諸軍の手分をなしゝひ三千餘騎を一手ゝして關の城八田の城安濃津の城細野の城神戸の城高岡乃城それ外

峯鹿伏菟國府等の城くへ差向ふ
關の城を弘治元年ふ龜山へ移さ〜由伊勢風土
記ふ云り桑名より龜山へ今道八里廿六町あ
る矢田を前ふいつり安濃津城へハ十二里十九
町あり城主は中尾内藏助ある細野の城を阿濃
村細野ふありと云行程津とあなゝ峯乃城ハ鈴
鹿郡川埼村ふある峯長門守居城ゆり鹿伏菟を
同ゝ郡鹿伏菟村今を加太と書る坂下の南ふれ
バ桑名ふる十一里廿六町許と知べ〜國府ハ同
ゝ郡なり城主國府佐渡守と云桑名より六里廿
六町餘あるへ〜神戸より西南ふ當ふ

その外ふ五百騎六百騎あるひを千騎ゆく城くの間
隔〜處〜陣をとゝを加勢の如く繋ぎくふ備を配り
諸城一時ふ攻落ゆ為き体ふぞ見をとり爭ひ拙め
間ふハ一村一郷の待ども乃許へ使を立られ國司
北畠殿の政事こゞれ〜由を告百姓乃困窮を救て
ん為ふ出陣あり〜ふとばをやく一味同心して國中
靜謐の謀をなすべきもの仰遣をとゝけるわどふ元
より大軍ふ肝を消如何せんと浮足ふなりゆる者な
きば千種宇野郡赤堀稻生の住士とゞく降參して
桑名の本陣ふ參上〜先手り加をらんとを望り
三重郡千種村ふ千種常陸介南朝第一の功臣宰

相忠顯朝臣の後胤赤堀左京大夫國虎と云秀郷の末孫朝明郡羽津村に住せり稲生は奄藝郡稲生村に稲生勘解由左衛門と云ものあり物部の弓削氏にて守屋大連の後なり

織田殿おれ等をあつくもてなさるゝ慇懃の挨拶あつゝ國人いづれも聞しにまさる信長の大將ぶりを甘心しその次第をきて傳えられもくゝと打連參りまゐれい籠城の侍共大軍にて圍まれしのち頼む処は國人の後詰のくなりし我加様に敵に加はるを見るく心細くもあひ入る上の事なれば然るべき便宜もあらんと怖畏をいだきなげら四方のありさまを

のゝく伺ひ居く結句合戰の心はうをにそりかゝる処へ木下ゲ密意をうけ事ふれてゝる梶田稲田等ゞ手の兵士等敵陣に忍び入江州の佐ゝ木六角信長ふたゝのまれ千草杉谷の邊まで大軍にて出陣ありく織田ふ加勢のようをかゝり今日明日のうちに國中へ亂入せべきなどいひふらしけること誰いふとなく城くへ聞えゝまゝ織田の軍勢にて目ふあまりて防ぎがたきに江州より援兵あゝバ何ふゝく戰ひをバいどむべきと狼狽さるゝ斗にて防禦の手當ハおもひもよらぬされども織田殿の軍令嚴重ふして下知おきの内こゝろに攻かくることあられとの事なれば遠巻して

備を堅めふ〳〵合て居こうしゐどふ何ぞの城中も退屈し困窮の体す見へ申れバさらぐ一時攻よ攻落さんと評義ありけるふ藤吉郎今まそか孫〳〵れ計策を行ふ時節まてゆと言上し〳〵まづ高岡の城へ辯舌勝をしゐものを使者よ仕立く遣ハ利害を說示されあば山路彈正いまは先非を悔く實ふ降参仕るべき形ちかまとハ此遣の謀主あるゞ故ゑ彈正一人味方よ参り形ばはいのとうりの輩ゑそべ〳〵降参仕形ゑ多ありあそれ某御使となり城ふ入ゆそゞやと望こける時信長宣ひくるは當國の輩多偽くを あ也ば一旦その身の苦しきまゝに降参するとも

味方歸陣のゝちハかゑらぐ志を變じ敵とあるべ〜それをバ如何おもへあやと尋ゆへバ藤吉郎申ハく去年の降参は元より彼者の工〳〵し処之今度ゑ勢盡く誠よ降参ゑべくハ思へども去年の不義を惡まを ゆふく此度ゑ御免あるまじと存ゆて止ことを得ず籠城ゑふものなれバ恩言をゆく招ゆをゆはゞ必定歸伏仕べ〜その樣ハ入城の上まて言上そべくゆ去あゞ〳〵御陣をバ高岡よ移させゆひ御威光を御示しゆべしとやけるゆゑ危ふきことにハ思召ども然ればよろしく計らゆへと許さ勢ゆひしゐハ木下從者そづふ三人を召具し山路が城へ案内しゝ入ゆるのち織田殿旗本二

万餘まく四方を取巻一舉ふ責落そべき勢を示されそり

木下山路ま利害を説事
并山路本心降参の事

高岡城中ふくハ寄手の猛威ふるをそて恐るゝ色ふ〜是を去年美濃勢を偽そく歸陣を〜めしとの露顯を〜をゞく信長憤ふのくかゐどの大軍を起して取圍〜あきバ何れも必死と覺悟〜命かぎり防戰〜ぢの上まくたゞ討死をゝやと未く迄も勇氣を勵ま〜義を勸めく待居こり〜ま織田勢三千餘騎押寄て城の四方を打かこいこをるのくふく攻んともをゞく

夜晝三日うあひゞ守り居ける故城中の軍兵勇氣緩上下退屈〜生るとゝを死ぬるとも拙乃境まそゝく至らそやとつぶ勇〜を聞く山路あめふ樣か樣ま對陣のくふく日數を經ば城中心替るのあ出來へ〜そ〜然らんまハ味方大事ふ及べ〜夜討ゐどゝて味方の鋭氣を付ぞやとおくども寄手用心嚴重なをそれも叶そゞ如何ませやと晝夜安き心もなくありし処へ木下藤吉郎織田殿の使者とゝて門外ま來ま案内を請〜かば山路彈正大手の櫓まのゐり使者の体をゝふ〜總軍をそるとのゐ遠く備く門外ハは兵士三人を召連こるのくこ彈正心まあめふ樣

たとへ鬼神なりともそうふ四人我等を必死の者なり何条恐るることあるべきや使と聞く對面せけるも臆せるふ似ありとて小門を開いて使者を迎入彈正を本丸へ入くれば残侍木下を案内の兵士と共に本丸に至りけるふ彈正さらに禮をすることなし木下笑く座ふ著ぬ山路おれをくてやきるを汝ハ信長の使あらずや何の爲ふ来るとる扨や笑ふく一言も發をけることと不審ありと云木下答く我ハ大國の使節にして當城中危急に逼るゆへ共を哀ふくそれらを救ふん爲に入来そる処あり宜しく敬禮を加く招請し謹く上意を承べきに無禮を働き我戎侮を座を立ことを成ざると

何をそや人みして禮なきを禽獣に等し敵味方と分れて武士の品ふ依く禮義をあるゆへを其方身の剛勇なるを誇り大國を恐ぢ國を亡ぼし家を失ひ民百姓の死傷をかなしまぬとんと一城主の德にそむけると誤あらぬやといへハ彈正我信長に何の所縁もなくれバ禮を厚く所以を知ぬたとへ信長自身罷越ふく共信長乃仕向によりてそもわとの答禮をバるべしいそんや汝を信長の家人く我と匹敵をべきものにあらぬ勇士の籠城家を破を身を殺をと元より期しをるとを民百姓の死傷かふしに堪ざるあるを合戰の習ひとを得ざる

處に然る歟汝城中の危急を救ふあんどゝ無益ぬ
言葉を費そとせそふる不當あり夫の〳〵名使るゝば
くゝや立歸るべし　隙取ハ災あるべし蘇秦張儀どして
辨ぜむる共我心を動うさんと思ひもよらぬと聲を
振てゝ詞ハ木下我元よりを辨舌利口を頼ゝもぞ
かゝ汝ちど乃侍さのゝ所望もあゝ孫ハ降参を勧
むる意あし　汝戰ゝ死ゝバ心のまゝに死よかし我主
織田殿乃本意多くの百姓等の罪るくして戰場の役
ゐ苦しめられ剩死神よそそれゝ非業ゐ死ゝ
とおそゝるゝ軍勢と發しるゝなれバ仁惠義
理の軍とゝ　汝聞ぞや濃州齋藤龍興ゝ無道

を征伐ゝるゝ軍をさし向ひしゝゐ民を罪しゝゐ
そでゝれを哀れゝゐゝ故ゝ龍興終よ民ゝ棄ゝ
ゝの國ゐ安堵せず他國しゝゝ龍興出國のゝち美濃の
國乃諸侍いとゝく織田家よ從ひ今をゝの陣中ゐ
隨ふゝ来りゝ悉く臆病ものゝハあゝ次已
ゝ勇氣を賣んためゝ無理よ死ゝをゝらんをバ誰
ゝゝといふべゝん國司の北畠殿とても汝ゞ先祖ゝ
累代相傳の主人ゝぞあゝゝ　又神戸ゞ親族ゝ
その旗下なれバ止こと戈得ぞ籠城しゝるゝハあら
ぞや汝一人死を好ゝも神戸ゞ心をバ知ず既ゝ
神戸ハ家名の絶ざゝん樣よ願ひ居るものを汝何

どく神戸をも亡さんとはあまを我を汝を神戸が為
ゆくなるものゝ神戸が仇とおふめのゝ心よ問く心ゝ
知るべし又神戸のゝふあらば峯鹿伏菟國府安濃
津をべく勢北乃城く多勢をかく取巻まをしバ攻落
さんハ安けまども無益よ民百姓の打死さまとんとの
不敏さよ此三日の間いまゞ軍をバ許ちしそ是よ
て織田殿の軍ぶり我あめひ知る度し汝ハ當國名
譽の勇士よてちらも寄手のゝめふ先手なる此城
よあまこば汝が心をまねぶ人もあるべし汝ゝ家國
を穏やゝよ汝が一族も安泰よ汝ゝ民百姓もゝろこぶ
道をゝて家國を亡し一族を危ふし民百姓を苦

ちゆし むることをゝろなぶ汝が心をば虎狼とやいそゝ
神戸關の氏族ゝ數代相續の名家ゝるをゝ今ハ、ふ
斷絶をし めんも相續せし免んも惟是汝ゝ心ゝあり
信長民をあそれふ心ふゝくまゝ由をバ非道の合戦
をゝしまそねども江州の加勢ゝでふ國境まで出
張をし由注進あり兩旗乃勢ゝとんど十萬よ及べり
勇戦を好ゝるふとも去大軍と掛合く鐵炮の玉ゝ
中ゝて命をゝつること近比ゝかゝずや是ゝどの事
よても告てのち猶理非分明ゝばをん方ゝ
といそれゝ彈正心中竊よ驚き肺肝よ針ゝるごとく
覺えけまバ忽座を立く木下を客位よ請ト禮を

あゝ其愚よゝく道理ふ闇く一旦の勇をつけりく
家國の安危存亡を知ぞ御邊の教よりてこゝろめて
雲を披るゝく青天を望ことを得こゝろ籠城の罪を
許されいまゝハ神戸ゞ心中の所望をとゝ申べしそも〳〵
神戸具盛ハ女のゝふゝ、男子なゝ織田殿とハ同流の
平氏ふまゝ為を

織田關神戸ゝゝ新三位中將資盛の後あり

多くの公達のうち一所神戸へ入御い共御事かく
屋きにあゝ沒ぬの義を程よくゝ叶ひあば廣大
の仁恩あるべゝとゝけるよりゝ藤吉郎心中ふ大ふ
悦び殿の本意民を安んゞ國土の一日もてやく靜

謐をゝもるを急とおさ也いへバゝて見いまよかあふ
べくゝを存い得共言上の後あゝでハ答がゝ然で
まづ本陣ふ歸りその由を謀るべゝとて引返しける
時彈正そゞめ籠城の諸侍城門の際まゞく送り来て
て禮をなゝけるゝ為今朝のゝふゝ事替りたり木
下本陣ふ返り斯と言上るゝ也ば織田殿ゝ悦
でせるひとゝもこのゝも計らふよるゝ面ゝとゆるを
れるを

三七信孝今年十一歳あるを具盛の壻とおされゝ
藤吉郎ふゝび入城して山路ふ對面ゝ殿の方ハ大
方よりき容子あり神戸の心中決着ゝてのちたゝゝふ

ト定むべし但御邊神戸ヶ行ゆくべバ事調ふまゝ
とゝや〳〵神戸ゟ至り此事を調へ〳〵藏人ぬし信長
の陣へ参らるゝ樣ゟ計らひ申ふ爲〳〵とヤけるゟより
山路大ゟ悦び其誠心より降参のもるゝに此城を
御邊ヶ預けヤ〳〵とて城を木下ゟ渡し彈正ハ五六騎
を具して神戸へとてゟそ出ゟられ

重修眞書太閤記二編卷之二十一終

国立公文書館
National Archives of Japan